

2014年分NISA非課税期間終了に関するお知らせ

お客様が2014年に一般NISA口座で買付をされた上場株式や公募株式投資信託等は2018年12月末に非課税期間が終了いたします。

お客様のNISA口座において、2018年9月28日現在で2018年12月末に5年間の非課税期間を終了する預り（2014年分の一般NISA預り）がある場合は、「NISA非課税期間の終了に伴うお手続きのご案内」等を10月中旬に順次お送りいたしますので、ご確認のうえ、お手続きいただきますようお願いいたします。

非課税期間終了となるお預りは、特段のお手続きをいただかない場合、法令により2018年12月28日の時価を取得コストとして自動的に課税口座（特定口座を設定の場合は特定口座、未設定の場合には一般口座）へ移管されることとなります。（移管された上場株式等は再度NISA口座へ移管することは出来ません）

NISA口座（2019年NISA勘定）への移管（ロールオーバー（※1））をご希望される場合は所定のお手続きが必要となります。

なお、書類の不備等により、年内までにお手続き（マイナンバー登録及びNISA口座勘定設定）が完了しなかった場合は、課税口座へ移管されますので、お早目のご対応をお願いいたします。

	移管時の価額	必要となる手続き
2019年一般NISAへの移管(※1) (ロールオーバー)	2018年12月28日の 時価	「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出が必要です。（2019年一般NISA勘定設定・マイナンバー登録がされている必要があります。）
課税口座への移管(※2) (特定口座・一般口座)		特段の手続きは不要です。 ① 特定口座が設定されている場合には特定口座へ ② 特定口座が未設定の場合は一般口座へ
非課税期間内に売却する場合	売却益は非課税になります。 ● 受渡日が非課税期間内（12月28日）となる取引が対象です。 ● 非課税期間内に支払われる配当金・分配金は、非課税となりますが、非課税期間終了後（年をまたいで）に支払われる配当金等は非課税になりません。	

※1 ロールオーバーを希望される場合は、翌年の一般NISAの勘定設定がされている必要があります。

NISA預りの2018年12月28日の時価に応じて2019年のNISA枠を使用します。

注) 「つみたてNISA」へのロールオーバーを行うことはできません。（課税口座への移管となります）

※2 特定口座をお持ちの方が、一般口座へ移管を希望される場合は、別途手続き書類の提出が必要となります。

【本件に関するお問合せ】

お客様の担当の営業部店または金融商品仲介業者までお問合せ下さい。